

基本構想の点検及び新たな基本計画の策定について

1 現在の基本構想と基本計画

【基本構想】

地域の将来展望を示す区政運営の最高指針として、平成15年3月に区議会の議決を経て策定。21世紀の第1四半世紀を構想の期間としている。

【基本計画】

基本構想を具体化するとともに、区の各分野における計画を総合的に調整する計画として策定。現在の基本計画は、平成18年度を初年度とした10か年計画を見直した後期基本計画で、平成23年度から27年度までを計画期間としている。

2 新たな計画の策定

中間期にあたる基本構想の点検を行うとともに、現行基本計画の計画期間が満了する平成27年度末までに、新たな基本計画を策定する。

なお、平成23年に地方自治法の一部が改正され、区市町村における基本構想の策定義務は廃止されたが、本区においては、自治の推進に関する基本条例によりその策定を義務付けている。

また、豊島区議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年6月20日公布・施行）により、基本構想の策定又は改廃は、議会の議決事件として定められている。

【自治の推進に関する基本条例 第41条第1項】
 区長は、この条例の理念にのっとり、地域の将来展望を示す基本構想及びこれを具体化するための基本計画等を策定し、総合的・計画的な行政運営を行わなければならない。

【基本構想 第2章 基本構想の期間】
 構想の期間は、二十一世紀の第一四半世紀とします。
 ただし、この間に社会経済状況や豊島区を取り巻く環境が大きく変化した際には、基本構想の見直しを行います。

【基本構想 第6章 構想実現のために】
 （前略）区は、おおむね10年間を計画期間とする基本計画を策定し、構想の具体化を図ります。（後略）

